

(平成25年2月14日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認栃木地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
厚生年金関係	1 件

栃木厚生年金 事案 1930

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和56年8月1日から62年10月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を56年8月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額については、同年8月から57年2月までは7万6,000円、同年3月から59年2月までは8万円、同年3月から60年9月までは8万6,000円、同年10月から61年2月までは9万8,000円、同年3月から62年2月までは11万8,000円、同年3月から同年9月までは12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年4月から62年10月1日まで

昭和54年4月から平成23年10月8日まで、A社に住み込みで勤めていたが、昭和62年10月より前の年金記録が無い。保管している給与支払明細書では厚生年金保険料が控除されているので被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和56年8月1日から62年10月1日までの期間については、申立人から提出された給与支払明細書により、申立人は、A社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除したと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の要否を判断すること

となる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、給与支払明細書において確認できる保険料控除額から、昭和56年8月から57年2月までは7万6,000円、同年3月から59年2月までは8万円、同年3月から60年9月までは8万6,000円、同年10月から61年2月までは9万8,000円、同年3月から62年2月までは11万8,000円、同年3月から同年9月までは12万6,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、納付したと回答しており、これを確認できる当時の資料は無いが、仮に事業主から申立てどおりに被保険者資格の取得に係る届出がされた場合は、その後、被保険者報酬月額算定基礎届を提出する機会があったことになるが、いずれの機会においても、社会保険事務所（当時）が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から社会保険事務所へ資格の取得等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和56年8月から62年9月までの保険料について納付の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和54年4月から56年8月1日までの期間については、申立期間当時の事業主及び同僚の証言から、申立人は、A社に勤務していたことが推認できるものの、申立期間当時の事業主は、「申立期間当時の資料は保管されておらず、詳細は分からない。」と回答していることから申立人の当該期間における厚生年金保険の取扱いについて確認できない上、申立人は保険料控除が確認できる給与支払明細書等を保管していない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及び これまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日の記録を昭和45年11月15日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を10万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年11月15日から同年12月16日まで

私の夫はA社C工場へ入社後、同社B工場に異動したが、途中退職や休職などしていないにもかかわらず、申立期間の年金記録が欠落している。当該期間も継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び申立人の妻が所持するB市で交付された一般用米穀類購入通帳の住所等の記載内容から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和45年11月15日に同社C工場から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和45年12月のオンライン記録から、10万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所では「継続して勤務していたのであれば、保険料は控除していたと思われる。」としているところ、複数の被保険者の年金記録が申立期間と同一期間が欠落していることから、A社B工場の事業主は、申立て

どおりの届出を行っておらず、当該事業主が昭和 45 年 12 月 16 日を資格取得日として届出た結果、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る同年 11 月の保険料について納付の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

栃木厚生年金 事案 1932

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日の記録を昭和45年11月15日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年11月15日から同年12月16日まで

私はA社C工場へ入社後、同社B工場に異動となったが、申立期間も通常どおり給与から保険料が引かれていたにもかかわらず、年金記録が欠落している。当該期間については、定年間近になったとき、会社側から「社会保険庁(当時)への支払いができていなかった。」との説明を受け、控除された保険料については補償された記憶があるが、会社のミスであることは間違いないので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、事業所から提出された人事記録及び事業所の回答から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し(昭和45年11月15日に同社C工場から同社B工場に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和45年12月のオンライン記録から、7万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業所は「申立人の退職時に、申立期間の被保険者期間の欠落が判明し、当該期間については加入していたとした場合の年金額を算出して補償した。」と回答しており、事業主が昭和45年12月16日を資格取得日として

届け出た結果、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る同年 11 月の保険料について納付の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格喪失日を昭和45年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を10万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していたか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年5月1日から同年6月1日まで

A社からB社に異動した際の厚生年金保険の被保険者記録が欠落しているが、継続して勤務し、給与も支払われ、社会保険料も変わらず控除されていたと記憶しているので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び事業所の在籍証明書から判断すると、申立人は申立期間にA社に継続して勤務し（昭和45年6月1日にA社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和45年4月のオンライン記録から、10万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから行ったとは認められない。

栃木厚生年金 事案 1934

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 2 月 16 日から 17 年 4 月 16 日まで
平成 15 年 2 月に A 社 B 支店に入社し、約 2 年間勤務したが、厚生年金保険の被保険者記録が 1 年間しか無いので、納得がいかない。申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A 社 B 支店の回答及び申立人が所持する平成 17 年分の給与所得の源泉徴収票により、申立期間について申立人が当該事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、当該事業所が保管する厚生年金保険加入員資格喪失確認通知書により、申立人が平成 16 年 2 月 16 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失したとして届け出られていることが確認できる上、事業所の回答及び事業所保管の賃金台帳により、同日以降、通常勤務より勤務時間の短い労働契約（現業パート社員、1 日の実働時間 5 時間 30 分）が締結され、厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、申立期間に係る給与からも厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、C 市では、申立人は社会保険離脱に伴い、平成 16 年 2 月 16 日に国民健康保険に加入している旨回答している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。